

はじめに

近年のエステティック業界は、市場規模が縮小または横ばいとなっており、市場は飽和状態となっているといわれています。そして、大手脱毛サロンの倒産に象徴されるように、市場環境は厳しいものとなっています。しかしながら、従来のエステサロンとは異なるセルフエステの店舗数が増加していたり、男性向けのひげ脱毛の市場規模が拡大していたりするなど、経営の方法によって売上を伸ばすこともできる業界といえます。

他方で、売れ筋の商品であったHIFUについて厚生労働省が医師以外の者が使用した場合に医師法違反となる旨の通達を出しています。また、エステに関するトラブルは独立行政法人国民生活センターにおけるトラブル相談数の上位に挙げられており、そのトラブルの内容は法律が関連する事項であるといった実態もあります。

エステサロンのサービスの中心が施術であることはいうまでもありません。ただ、施術や手技のみに集中し過ぎると、トラブルを未然に防ぐことやトラブルが発生したときの対応が不十分となってしまう可能性があります。エステサロンの経営者としては、厚生労働省を始めとした官庁の規制の動向を注視し、特定商取引法、景品表示法、薬機法、医師法などの最低限の法的知識を身に着けていなければ、市場で生き残ることが難しい状況になったともいえます。

1 エステとは何か（本書の対象）

そもそも、エステとは何でしょうか。本書が対象としているエステについて少し触れてみようと思います。エステといっても、複数定義があり、まずは、それらを紹介します。

(1) 特定商取引法におけるエステ

特定商取引法におけるエステは、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと」とされています。この定義には、一般的な施術を行っているエステサロンのほか、ネイルサロンが当てはまります。それに対し、施術を伴わないセルフエステは定義から外れることになります（特定商取引法の適用がないことになります）。

(2) 総務省の分類におけるエステ

総務省が日本標準産業分類で定義しているエステティック業は、「手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう」とされています。

この定義に当てはまるのは、美顔術業、美容脱毛業、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）といった業種です。それに対し、フィットネスクラブ、理容業、美容業、マニキュア業、ペディキュア業、ネイルサロンは当てはまりません。

(3) 日本エステティック振興協議会におけるエステ

一般社団法人日本エステティック振興協議会「エステティック統一自主基準」におけるエステは、「一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および機器、用具、等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えるとともに、肌や身体を健康的で美しい状態に保持、保護する行為」とされています。

この定義は、エステを比較的広めに捉えたものではありませんが、一般人の理解に近いものといえます。上記の特定商取引法や総務省の分類と比較すると、手段に栄養補助食品を入れたり、対象を皮膚や体型のみならず、心まで含めたりするという点に特徴があるよ

うに思われます。

エステに関する協会は、一般社団法人日本エステティック協会、一般社団法人日本エステティック業協会、一般社団法人日本エステティック振興協議会などありますが、定義を出しているのは、一般社団法人エステティック振興協議会だけです。その他の2つの法人は、総務省の分類を挙げたり、一般社団法人エステティック振興協議会の定義を挙げたりしています。比較的広い定義なので、今回、記載しました。

(4) 本書の対象

本書が対象としているのは、基本的には、広くエステに関わる人たち、つまりは上記(3)のエステに関わる人たちです。ただ、ご自身が行う事業や商品・サービスに特定商取引法の適用があるか否かを考えるにあたっては、特定商取引法のエステの定義は意識しておいたほうがよいでしょう。

また、特定商取引法の特定継続的役務として、美容医療が挙げられています。美容医療は、特定商取引法上、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る）」とされています。

実際のところ、エステティックと美容医療の境界は曖昧な感じもありますが、エステで美容医療はできませんので、エステと美容医療の境界も意識しておいたほうがよいでしょう。

2 厚生労働省の通達等の重要性（HIFUの規制）

少し前まで、エステサロンではHIFUによる施術に人気がありました。HIFUは、Hi Intensity Focused Ultrasoundの略で、高密度焦点式超音波のことです。肌を傷つけずに、超音波を一点に集中させて照射し、皮膚を引き締めることによって、たるみの改善やリフトアップ

等の効果をもたらすものです。

効果がある反面、エステサロンでのトラブル（神経を傷付けた、火傷等の皮膚トラブル）も多く報告されていました。

そのため、厚生労働省は、令和5年3月31日に、医療機器として規制されるべきHIFU機器が規制を受けずに流通することを防ぐために、監視指導を徹底する旨の通達を出しました。さらに、令和6年6月7日には、HIFU機器による施術について、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する」という内容の通達を出しています。

厚生労働省を始めとした官公庁の通達は、エステサロンのサービスや商品を奪いかねない大きな効力を有しています。エステサロンの経営者としては、厚生労働省等の動向も確認しながらエステサロンを経営すべきでしょう。

3 法律の重要性（トラブルは法律に関連するものも多く、対応には法的知識が必要）

独立行政法人国民生活センターに寄せられるトラブル相談の中で、エステに関する相談数は上位に位置しています。令和6年5月28日に独立行政法人国民生活センターが公表した『18歳・19歳の消費生活相談の状況—2023年度—』によると、脱毛エステに関するトラブルが1位となっています。なお、2022年度も同様に脱毛エステが1位となっています。

また、一般社団法人日本エステティック業協会が公表している2023年度年間相談報告書によると、エステに関するトラブルの1位は「契約・解約」に関するものとなっています。そして、「契約・解約」の項目の中でも、中途解約に関する内容、契約期限切れに関する内容、クーリング・オフに関する内容の順に相談数が多くなっています。

これらの相談は、主に特定商取引法の知識や同法に基づく対応に不

十分な箇所があったことなどが原因で発生したものと考えられます。エステサロンの経営者としては、トラブルを未然に防ぐ、また、トラブル対応のために、特定商取引法を始めとした法律（景品表示法、薬機法等）に関する最低限の知識を身に付けておかなければなりません。

4 まとめ

本書は、エステサロンに関わる多くの人を対象とした書籍です。そして、厚生労働省の通達や特定商取引法、景品表示法、薬機法、医師法などの法律知識の重要性を伝えるとともに実務的な対応なども記載しています。形式は、Q & Aの形で、比較的わかりやすく、最低限の法的知識を確認できるようにしていますので、エステ経営の一助としてもらえれば幸甚です。

令和7年2月

執筆者代表 弁護士 阿部 栄一郎

CONTENTS

第1章 サービスの提供に関するQ&A

→契約←

Q1 契約書／記載内容	12
Q2 盗難・紛失／免責の同意書	38
Q3 免責の同意書の効果／賠償責任	43

→解約←

Q4 クーリング・オフ	50
Q5 未成年者／契約取消／クーリング・オフ期間後	54
Q6 通い放題／中途解約／返金／解約料請求	57

→プランの設定←

Q7 セルフエステ／開設／ケガ・事故／契約書／説明義務	61
Q8 フランチャイズ契約	71
Q9 訪問・出張サービス／訪問エステ（出張エステ）	80

→施術内容←

Q10 エステで行える施術の範囲／資格	84
Q11 美容機器／輸入／使用・販売にあたっての制約	90

→サービスの提供以外の販売・ノベルティ←

Q12 化粧品／販売／許可が必要なケース	93
Q13 仕入先からの商品の販促指示／最低販売価格	98
Q14 化粧品／転売の可否／パッケージ変更	101
Q15 化粧品／調合／使用・販売	105
Q16 福袋／金券等の目玉商品	108
Q17 化粧品のプレゼント	112

→値引き・返金等のキャンペーン←

Q18 返金キャンペーン／条件明示	114
Q19 SNSの口コミ割引／ステルスマーケティング（ステマ） 規制	117
Q20 友人紹介キャンペーン（割引、金品のプレゼント等）	121

→ECサイト←

Q21 オンライン契約・決済／特定商取引法	124
-----------------------------	-----

第2章 宣伝広告に関するQ&A

→広 告←

Q22 景品表示法／広告のルール	130
Q23 通常価格と割引価格の併記	138
Q24 記念キャンペーン	142
Q25 HP／優良誤認表示／アンケート結果の掲載	144
Q26 タレントやアナウンサー、インフルエンサーの 広告起用	147
Q27 お客様の個人情報の活用／ダイレクトメール	150
Q28 サロンで販売する商品の広告／サプリメントの販売	154
Q29 競合他社との比較広告／二重価格表示	157

→効果の説明←

Q30 施術の効果を謳う広告表示	162
Q31 医療機器／効能効果の表示	165
Q32 施術前・施術後の写真掲載／宣伝広告	168

→口コミの掲載←

Q33 HP／お客様の声／ステマ広告	170
--------------------------	-----

Q34	HP／口コミによる効能効果の掲載	173
-----	------------------	-----

第3章 お客様との問題に関するQ&A

→遅刻・キャンセル←←

Q35	キャンセル料の請求／キャンセルポリシー	176
-----	---------------------	-----

→トラブル←←

Q36	美容機器での施術事故・健康被害／サロンの対応	181
Q37	美容機器メーカーの責任	184
Q38	施術ミス／損害賠償請求	188
Q39	待ち時間／クレーム	191
Q40	割引・キャンペーン／不正利用	193
Q41	所持品紛失・盗難／事業者の責任	196

→クレーム←←

Q42	効果がない！との訴え／返金・慰謝料の要求	199
Q43	悪質な口コミ・誹謗中傷／削除依頼	203

第4章 運営に関するQ&A

→個人情報の取得・活用←←

Q44	DM・物品の発送／お客様の個人情報の 第三者への提供	208
-----	-------------------------------	-----

→スタッフの採用←←

Q45	雇用契約と業務委託契約	211
-----	-------------	-----

付 録

【書式1】 エステティックサービス概要書面	219
【書式2】 エステティックサービス契約書面	223
【書式3】 サロン利用規約	229
【書式4】 免責同意書	239
【書式5】 セルフエステに関する契約書	241
【書式6】 フランチャイズ契約書	246
【書式7】 特定商取引法に基づく表記	251
【書式8】 個人情報に関する取扱い同意書	253
【書式9】 業務委託契約書	255

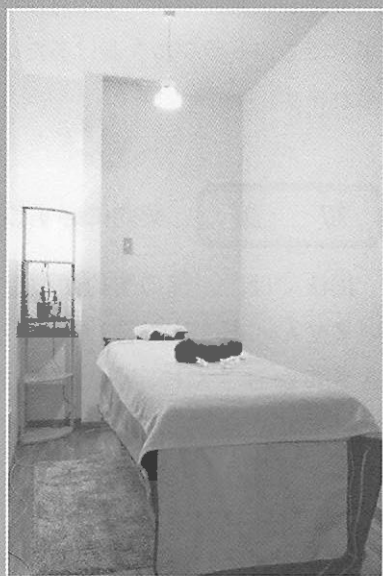
凡 例

本書においては、次の略語を用いています。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 薬機法 |
| ・個人情報の保護に関する法律 | 個人情報保護法 |
| ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 | 独占禁止法 |
| ・特定商取引に関する法律 | 特定商取引法 |
| ・不当景品類及び不当表示防止法 | 景品表示法 |

第 1 章

サービスの提供に関する Q & A



Q1 契約書／記載内容



お客様から、契約書を交わすべきなのにされていないと言われ、返金を求められたので、やむなく返金をしました。

エステサロンでは、お客様と契約する際、契約書を交わさなければならぬのでしょうか？ その場合、どのような内容が必要ですか？

➤ **Answer** 契約期間が1か月を超え、かつ、契約金額が5万円（税込）を超える場合には、特定商取引法上、「概要書面」と「契約書面」をお客様に渡すことが義務付けられています。

ただし、契約期間が1か月以下の場合や契約金額が5万円以下であった場合でも、トラブルを避けるために、契約書を交わしたほうがよいと考えられます。

知 識

契約に必ずしも契約書は必要ないことが原則

民法では、一部の契約類型を除き、契約の成立に契約書を要求していません。あくまで、口頭のやり取りでも契約が成立します。例えば、AさんがBさんに、「10分間、肩を揉んでくれたら、1,000円あげる」と言って、Bさんが「いいよ」と言えば、その時点で契約は成立します。

エステサロンでの契約でも、民法の原則からいえば、口頭でも契約は成立することになりそうです。実際、後記の特定商取引法の規制が

及ばない契約では、法律上、口頭の契約でも契約は成立します。

しかしながら、トラブルが起きた場合はどうでしょうか。上記の例で、Bさんが10分間、Aさんの肩を揉んだ後に、1,000円を請求したところ、Aさんが支払いを拒否した場合を想定してみてください。言った言わないの話になり、Bさんは、1,000円をもらえないかもしれません。また、逆に、Aさんが、先に1,000円を支払ったにもかかわらず、Bさんが肩を揉まずに帰ってしまった場合はどうでしょうか。この場合も、言った言わないの話になり、Aさんは、肩を揉んでももらえないかもしれません。

契約書があると、契約の内容が明確となり、トラブルの発生を減らすことができるといえます。そういった意味では、契約書の作成義務がない契約であったとしても、契約内容を明確にするために、契約書を交わすことが重要であるといえます。

知 識

特定商取引法で概要書面と契約書面の交付が要求される

特定商取引法では、エステティックにおけるサービス（役務）は、特定継続的役務提供契約という内容で規制されています。まずは、エステサロンにおける特定継続的役務提供契約とはどのようなものを説明し、その後、要求されている概要書面と契約書面についての説明をします。

知 識

エステサロンにおける特定継続的役務提供契約とは？

特定商取引法が対象としている特定継続的役務提供契約とは、次の

①と②を満たしたものです。

① 対象とする行為

人の皮膚を清潔にしもしくは美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術を行うこと

② 対象とする期間や契約金額

契約期間が1か月を超え、かつ、契約金額が5万円を超える場合

上記①に、化粧品やエステ機器を使用したスキンケア、痩身を目的としたハンドマッサージ、ネイルケアなどは該当するので、エステサロンが実施している施術の多くは、特定商取引法の対象となるといえます。

上記②は、エステサロンにおける施術を目的とした契約を締結する際に、その契約期間が1か月を超え、かつ、契約金額が5万円を超える場合が該当することになります。

上記①と②双方の要件を満たした場合、特定商取引法の適用があります。

対応方法

お客様に書面を交付した事実が残せるかたちで

特定商取引法の適用があると、エステサロン側としては、お客様に対し、概要書面と契約書面を渡さなければなりません。法律上は、お客様に渡すことしか要求されていませんが、それではエステサロン側に書面が残りません。ですので、エステサロン側にもきちんと書面が残る方法で（書面を受領したことがわかるように、お客様の署名や押印をもらうなど）、概要書面と契約書面を渡すことが重要です。

知 識

概要書面と契約書面の記載事項

概要書面は、契約を締結する前に、エステサロンからお客様に渡す必要があります。契約書面は、契約締結後、遅滞なく、エステサロンからお客様に渡す必要があります。

概要書面と契約書面に記載すべき事項は、次の通りです。

概要書面	契約書面
1 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名	1 役務（権利）の内容、購入が必要な商品がある場合にはその商品名
2 役務の内容	2 役務の対価（権利の販売価格）
3 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量	その他の支払わなければならない <u>金銭の額</u>
4 役務の対価（権利の販売価格） その他の支払わなければならない <u>金銭の概算額</u>	3 上記の金銭の支払時期、方法
5 上記の金銭の支払時期、方法	4 役務の提供期間
6 役務の提供期間	5 クーリング・オフに関する事項
7 クーリング・オフに関する事項	6 中途解約に関する事項
8 中途解約に関する事項	7 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名
9 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項	8 <u>契約の締結を担当した者の氏名</u>
10 前受金の保全に関する事項	9 <u>契約の締結の年月日</u>
11 特約があるときには、その内容	10 購入が必要な商品がある場合には、その種類、数量
	11 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
	12 前受金の保全措置の有無、その内容
	13 <u>購入が必要な商品がある場合には、その商品を販売する業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名</u>
	14 特約があるときには、その内容

※波線は概要書面と契約書面とで記載が異なる部分

概要書面と契約書面は、内容が重複しているものがあるので、それぞれに記載すべき内容を1つの書面にまとめてお客様に渡せばよいと思われるかもしれませんが、それは間違いです。あくまで、概要書面は「契約を締結する前に」渡すもので、契約書面は「契約締結後、遅滞なく」渡すものです。渡すタイミングが異なりますので、2通をそれぞれ渡す必要があります。

次ページに、ひな形を掲載しますので、参考にしてください。

対応方法

書類の重要部分は赤枠・赤字で強調

お客様に渡す概要書面、契約書面には、書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければなりません（特定商取引法施行規則）。また、契約書面におけるクーリング・オフの事項についても、赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。さらに、概要書面、契約書面の文字および数字の大きさは8ポイント以上であることが必要です。

まとめ

エステサロンにおける契約期間が1か月を超え、かつ、契約金額が5万円を超える場合には、特定商取引法上、概要書面と契約書面を渡すことが義務付けられているので、契約書等を交わす必要があります。

それ以外の契約については、法律上、契約書を交わすことまでは義務付けられていませんが、契約内容を明確にし、トラブルを避けるためにも、契約書を交わすのがよいと考えられます。

【書式1 エステティックサービス概要書面】

(著者注) 各ページの冒頭に「よくお読みください」と赤枠に赤文字で大きく目立つように記載してください。

よくお読みください

エステティックサービス概要書面

書面をよく読むべきことを赤枠に赤字で記載しなければなりません。
また、書面の文字および数字の大きさは8ポイント以上である必要があります。

この書面は、特定商取引法に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。この概要書面をよく確認してからエステティックサービス契約を締結するようにしてください。

【記入日 ○年 ○月 ○日】

お客様氏名	ソレイユ 陽子
生年月日	20○○年○月○日
住 所	東京都千代田区…
電話番号	03-○○○○-○○○○
E-mail	○○@○○.co.jp

役務の内容、役務の対価、その他支払わなければならない金銭の概算額の記載が必要となります。

【1】役務の内容および概算額

入会日		入会金			備 考	
2025 年 2 月 1 日		無料 円 (税込)			入会金無料キャンペーン	
希望する エステコース	時間 (分)	単価	回数	総時間	金額 (税込)	備考
ソレイユ特別コース	90分	22,000円	6回	540分	132,000円	1か月に1回の施術

※時間や単価等については、当サロンのパンフレット等もよくご確認ください。

よくお読みください

※法令の改正による消費税率の変動に起因して金額が変わることがあります。その場合には、消費税が変動した差額をお支払いいただく場合があります。

※お客様の都合によりキャンセルした場合、当サロン所定のキャンセル料をいただきます。

（役務の提供期間を記載する必要があります。）

（役務の提供期間 2025 年 2 月 1 日～ 2025 年 8 月 31 日）

関連商品の購入が必要な場合の商品名、種類、数量の記載が必要となります。

【2】購入が必要な商品（関連商品）、種類、数量、金額

商品名	種類	単価	数量	金額
ソレイユオイル	マッサージオイル	5,500円	1個	5,500円

金銭の支払時期、支払方法を記載する必要があります。

【3】支払方法および支払時期等

お支払方法	お支払時期	金額（分割払手数料含む）
現金持参	年 月 日	円
デビットカード	年 月 日	円
預金振込	年 月 日	円
その他（ ）		
クレジットカード	クレジットカード会社名	（初回）・最終回 97,000円
支払回数 2 回	ソレイユ クレジット(株)	
ショッピングクレジット	年 月より	通常回 円
支払回数 回	日（毎月）引落	

※割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。また、各クレジット会社の規定等も確認をしてください。

割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項を記載する必要があります。

【4】クーリング・オフに関する事項

クーリング・オフに関する事項を記載する必要があります。

（1）当サロンとお客様がエステティックサービス契約を締結する際に当サロンから契約書面をお渡しします。その契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、お客様は、当サロンとの契約を解除

よくお読みください

することができます。これをクーリング・オフといいます。

- (2) (1)において、クーリング・オフをするためには、書面または電磁的記録(E-mailやFAX等)により行わなければなりません。クーリング・オフの解除の効果は、クーリング・オフを記した書面または電磁的記録を発信した時点で発生します。
- (3) お客様からクーリング・オフがなされた場合、当サロンがお客様から金銭を受領していた場合には、全額返金いたします。関連商品を引き渡している場合には、当サロンの費用でお引き取りいたします。
- (4) クーリング・オフに関しては、お客様は、役務の対価や違約金等を支払う必要はありません。ただし、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石鹸、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部または一部を使用または消費したりしたときは、当該関連商品に限ってクーリング・オフをすることができません(当該関連商品の費用はお客様にご負担いただきます)。
- (5) 契約書面に不備等がある場合には、不備のない契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

また、当サロンがお客様に不実のことを告げ、または、威迫したことによってクーリング・オフが妨害された場合には、当サロンからお客様に対して改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面をお渡しし、説明をいたします。お客様は、当サロンから説明を受けた日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

【5】 中途解約に関する事項

中途解約に関する事項を記載する必要があります。

- (1) クーリング・オフの期間経過後も、お客様は、当サロンとの間の契約を中途解約することができます。
- (2) 中途解約の場合には、次の料金をお支払いいただきます。

ア 役務提供開始前

円(上限は2万円)

イ 役務提供後

よくお読みください

①既に提供された役務の対価（算出される1回当たりの役務料
×サービスを受けた回数）

②関連商品

i 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石鹸、浴用剤等の消耗品
開封または使用した物は全額

ii 上記 i を除く関連商品

返還された場合には、その通常の使用料相当額

使用料相当額

= 販売代金の○% + { (販売代金 - 販売代金の○%) × (使用
期間 ÷ 契約期間) }

※著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認め
られないことがあります。

(3) 役務提供期間経過後は、中途解約はできません。

(4) クレジットカードを利用して代金をお支払いいただいている場合、
精算方法は、各クレジット会社所定の方法によりますので、各クレ
ジット会社の規約等をご確認ください。

【6】前受金の保全措置について

前払いで利用料金を受け取っている場合、前受金の保全措置につい
ての記載が必要となります。

前受金の保全措置については以下の通りです。

①行っています。内容は_____です。

②行っていない。

【7】同意書

当サロンのサービスを受ける前には、所定の同意書に署名・捺印し
ていただきます。同意書には、お客様の体質（治療中の疾患、アレル
ギー、敏感肌・アトピー性皮膚炎、薬の服用の有無、過去のエステで
の肌トラブルの有無等）、体調、施術に対する注意事項等への同意を
記載します。

<著者略歴>

阿部 栄一郎

東京弁護士会所属

弁護士

Abe Eiichiro

平成22年より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。同事務所企業法務分野の弁護士リーダー。

顧問弁護士を務める企業に対し、さまざまなリーガルサービスを提供している。

近年は健康・美容業界の企業様向けの関連法規セミナーを多数実施しているほか、新聞・雑誌・Webメディアからの取材も多く、関連法令に対する解説なども行う。

古谷 祐介

東京弁護士会所属

弁護士

Furuya Yusuke

平成19年12月に都内の法律事務所にて弁護士としての執務を開始したのち、令和2年12月に当事務所に参画。ヘルス&ビューティーチームとして顧問業務のほか、契約書のレビュー、法人の倒産案件、労働案件（使用者側）、不動産案件、契約トラブル、債権回収に携わる。

小池 章太

東京弁護士会所属

弁護士

Koike Shota

平成27年 東証一部上場企業 入社 令和4年5月弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所。薬剤師、さらに大手調剤薬局の企業内弁護士としてM&AやDX推進に携わってきた経験・資格を生かし、その分野に精通した的確なアドバイスが特長。皆様が悩む薬機法に関連する新規事業立ち上げや各種申請、ECサイトでの広告規制についてなど、幅広い専門性を持つ。

福永 敬亮

東京弁護士会所属

弁護士

Fukunaga Keisuke

平成25年4月、神奈川県庁へ入庁。神奈川県庁にて環境行政や税務行政に従事した後、弁護士となり、令和元年より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。ヘルス&ビューティーチームとして顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行うほか、離婚や相続等の家事事件や、刑事事件も担当している。

柳澤 里衣

東京弁護士会所属

弁護士

Yanagisawa Rie

平成30年12月より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。ヘルス&ビューティーチームとして企業法務相談に数多く対応し、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行うほか、離婚や相続等の家事事件も担当している。

梶ヶ谷 静

東京弁護士会所属

弁護士

Kajigaya Shizuka

大学を卒業後、企業法務系法律事務所においてパラリーガルとして勤務したのち、大学院進学を経て弁護士となる。ヘルス&ビューティーチームとして企業法務相談に数多く対応し、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行うほか、離婚や相続等の家事事件も担当している。